

第二百十二回国 参議院財政金融委員会會議録第三号

令和五年十一月十四日(火曜日)

午前十時四分開会

委員の異動

十一月十日

白井 正一君

補欠選任

野上浩太郎君

十一月十三日

野上浩太郎君

補欠選任

矢倉 克夫君

下野 六太君

出席者は左のとおり。

委員長

宮本 周司君

理事

櫻井 充君

豊田 俊郎君

古川 俊治君

熊谷 裕人君

若松 謙維君

委員

大家 敏志君

加田 裕之君

神谷 政幸君

佐藤 啓君

白坂 亜紀君

西田 昌司君

松山 政司君

宮沢 洋一君

勝部 賢志君

柴 慎一君

下野 六太君

竹内 真二君

浅田 均君

柳ヶ瀬裕文君

国務大臣

財務大臣

国務大臣
(内閣府特命担当大臣(金融))

副大臣

内閣府副大臣

財務副大臣

大臣政務官

内閣府大臣政務官

事務局側

常任委員会専門員

政府参考人

内閣府大臣官房審議官

内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官

金融庁総合政策局政策立案総括審議官

金融庁企画市場局長

金融庁監督局長

財務省大臣官房総括審議官

財務省主税局長

財務省関税局長

財務省理財局長

参考人

日本銀行副総裁

日本銀行企画局

大塚 耕平君

小池 晃君

神谷 宗幣君

堂込麻紀子君

鈴木 俊一君

井林 辰憲君

赤澤 亮正君

神田 潤一君

小松 康志君

畠山 貴晃君

松多 秀一君

堀本 善雄君

井藤 英樹君

伊藤 豊君

坂本 基君

青木 孝徳君

江島 一彦君

奥 達雄君

内田 眞一君

正木 一博君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○参考人の出席要求に関する件

○財政及び金融等に関する調査

(金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第五条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告に関する件)

(資産運用立国の実現に関する件)

(税関職員増員に関する件)

(新型コロナウイルス感染症特別貸付に関する件)

(所得税及び消費税の減税に関する件)

(国際保健への貢献に関する件)

(定額減税に関する件)

(GX経済移行債に関する件)

(金融機能強化法の震災特例に関する件)

○金融商品取引法等の一部を改正する法律案第二百十一回国会内閣提出、衆議院送付)(継続案件)

○情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案第二百十一回国会内閣提出、衆議院送付)(継続案件)

○委員長(宮本周司君) ただいまから財政金融委員会を開会をいたします。

委員の異動について御報告をいたします。

昨日までに、白井正一君及び矢倉克夫君が委員を辞任され、その補欠として下野六太君及び神谷政幸君が選任されました。

○委員長(宮本周司君) この際、鈴木財務大臣及び赤澤財務副大臣から発言を求められております

ので、順次これを許します。鈴木財務大臣。
○国務大臣(鈴木俊一君) 発言をお許しいただき、ありがとうございます。

昨日、神田前財務副大臣から私に対し、国民生活に影響のある補正予算、そして金融庁の法案の審議を控えている中、これ以上国会審議に御迷惑をお掛けすることはできないため、職を辞したいとの申出があり、内閣としてもこれを承認したところでです。

財務省としては、今回の辞任について重く受け止め、国民の皆様の信頼を回復できるよう、足下の課題に全力で取り組んでまいります。

○委員長(宮本周司君) 赤澤財務副大臣。

○副大臣(赤澤亮正君) 発言をお許しいただきまして、誠にありがとうございます。

この度、財務副大臣を拝命いたしました赤澤亮正でございます。

財務副大臣としての職責を果たすべく、鈴木大臣の御指示を仰ぎつつ、矢倉副大臣とともに職務の遂行に全力を傾注してまいります所存でございます。

宮本委員長を始め委員の皆様の御指導をよろしくお願いをいたします。

○委員長(宮本周司君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りをいたします。

財政及び金融等に関する調査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、内閣府大臣官房審議官畠山貴晃君外八名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(宮本周司君) 御異議ないと認め、さよう決定をいたします。

○委員長(宮本周司君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りをいたします。

財政及び金融等に関する調査のため、本日の委員会に日本銀行副総裁内田眞一君及び同企画局長正木一博君を参考人として出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(宮本周司君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(宮本周司君) 財政及び金融等に関する調査を議題といたします。

まず、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第五条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告に関する件について、政府から説明を聴取いたします。

鈴木内閣府特命担当大臣。

○国務大臣(鈴木俊一君) 令和四年八月三十日に、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第五条に基づき、破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告書を国会に提出いたしました。

報告対象期間は、令和三年十月一日以降令和四年三月三十一日までとなっております。

御審議に先立ちまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、今回の報告対象期間中に、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分は行われておりません。

次に、預金保険機構による資金援助のうち、救済金融機関等に対する金銭の贈与は、今回の報告対象期間中に信用組合関西興銀の救済金融機関である整理回収機構に対する一千二百万円の増額が生じたこと等により、これまでの累計で十九兆三百十九億円となっております。

また、預金保険機構による破綻金融機関等からの資産の買取りは、今回の報告対象期間中にはなく、これまでの累計で六兆五千百九十二億円となっております。

なお、預金保険機構の政府保証付借入れ等の残高は、令和四年三月三十一日現在、各勘定合計で一兆五千五百億円となっております。

ただいま概要を御説明申し上げましたとおり、破綻金融機関の処理等に関しては、これまでも適時適切に所要の措置を講じること努めてきたところであります。

金融庁といたしましては、今後とも、各金融機関の健全性にも配慮しつつ、金融システムの安定確保に向けて、万全を期してまいる所存でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○委員長(宮本周司君) 以上で説明の聴取は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○加田裕之君 自由民主党の加田裕之でございます。通告に基づきまして質問をさせていただきます。

今回、第一問目に行きましては、令和四年度の決算報告、検査の受け止めと、企業を支援する金融機関の支援対策についてまずお伺いしたいんですけれども、報道やメディアで報じられているように、倒産というものが今やはりどんどん増えてきているという報道がされております。

私の地元兵庫県の方におきましても、県下各地の方で、倒産といましても様々な倒産要因があると思えます、後継者難、それからまた人手不足、それからまた融資に関する、なかなかもう企業として立ち行かなくなったという形で倒産ということもあります。

そうしたいろいろな要因があるんですけど、そんな中、先週七日、会計検査院は、令和四年度決算検査報告を作成いたしましたして、これを内閣に送付いたしました。また、岡村会計検査院長は岸田総理に手交する際にその概要を説明しました。

中でも、ゼロゼロ融資について、日本政策金融公庫と商工中金の二二年度末までの貸付実績につ

いて見ますと十九兆四千三百六十五億円で、五兆五百八十二億円が返済され、残金は十四兆三千八十五億円でした。回収不能額を減損処理する償却は六百九十七億円でした。正常償権は十三兆五千六十四億円でありました。回収不能のおそれがありますリスク管理償権は八千七百八十五億円、公庫が回収不能の可能性が高いとしまして償却しました部分直接償却が千二百四十六億円でありました。先般も、先月ですけれども、議院運営委員会の方で会計検査院の検査官の所信とそれから質疑がありまして、いろいろな委員からの方も指摘等もありました。

そういう中で、ただ、そもそもゼロゼロ融資というのは、緊急事態宣言等で経済活動抑制に協力してもらった事業者が倒産しかねないとして営業補償の代替として始めたという経緯もあります。融資という形態にしましたのは、営業補償を行うとしまして、当時はその額が分からないという事情があったからです。まさに、緊急事態のコロナ禍の中でスピードを優先したゼロゼロ融資は、中小企業や個人事業主の資金繰りを支えまして、倒産や失業者の急増に伴う社会不安の抑制に効果を大いに発揮をしたんじゃないかと私は思っております。

この地域の、地元の政策金融公庫の方におきましても、支店の皆さんが地域の実情をリサーチしつかりとするとともに、きめ細やかな相談を受けたり、また一方で、融資の返済が滞った場合には信用保証協会が全額肩代わりする制度の期限を十二月末まで延ばすなどしております。

ゼロゼロ融資からの借換えを目的としました日本政策金融公庫の超低利融資も金利の優遇は縮小した上で来年三月まで延長するなど、総力を挙げて対策を取っておりますが、鈴木財務大臣のこの度の会計検査院の決算検査報告の受け止めと、そして公的、民間共に金融が企業の支援をしていくためにどのような支援をしていくのか、御所見をお伺いします。

○国務大臣(鈴木俊一君) 今回の検査報告では、

日本公庫等による新型コロナウイルス特別貸付け等につきまして、債務者の状況把握等を引き続き適切に実施することなどに留意しつつ、資金繰り支援等を適切に実施していく必要があるといった所見が示されたものと理解をいたしております。

政府といたしましては、新型コロナウイルスの影響を受けた事業者の事業継続を支援する観点から、これまでの措置は一定の成果を上げてきたと考えており、今回の会計検査院の御指摘も踏まえつつ、引き続き取り組みたいと考えております。

そして、官民金融機関による事業者支援につきましては、経済環境の変化を踏まえた資金繰り支援や、挑戦意欲がある中小企業の経営改善、再生支援の強化を図ることが重要であると考えます。

これまで、財務省、金融庁、経済産業省の連名で挑戦する中小企業応援パッケージを策定、公表するとともに、先般取りまとめられました経済対策においても事業者支援のための施策を盛り込んだところであります。

財務省、金融庁としては、関係省庁と連携をいたしまして、これらの施策を着実に実施するとともに、官民金融機関に対して更なる事業者支援の徹底を促してまいりたいと思っております。

○加田裕之君 それで、御答弁いただきまして、その中で、私は、今後問われるのは金融機関の融資に対しますやはり目利き力ではないかと思っております。その中で、今進められていらっしゃる事業成長担保権についてお伺いしたいんですが、やはり今、現状としましては、不動産や経営者保証に依存する融資に偏っていますのが現状だと考えております。

事業成長担保権は、有形資産を持たないスタートアップや事業承継時の資金調達手法の多様化を目指すのではないかと期待しております。将来性や技術、ノウハウ、のれんなど、老舗ののれんなど無形資産に対しても事業全てを担保とするものでありますし、これまで融資実務で中心となっていた不動産や動産への担保設定では、経営悪化など有事の際に、企業への支援が金融機関などの与

信者のインセンティブに必ずしもつながらず、経営改善が遅れたり事業継続を断念するケースがあります。

事業成長担保権では、担保価値が下がらないように継続的に支援する必要に迫られるため、経営悪化のシグナルを早期に発見し改善することが可能で、事業成長担保の設定が経営破綻リスクの低減につながる効果があるのではないかと期待しております。一方で、金融機関は、将来性やノウハウ、取引基盤など無形資産の価値など、どの程度あるのかというのを測っていく目利き力というのが問われてきます。この今後の、今現在の取組と同時に、今後の決意、そしてまた施策についてお伺いしたいと思います。

○政府参考人(井藤英樹君) お答え申し上げます。

御指摘の事業成長担保権は、今年二月に公表されました金融審議会の報告書を踏まえまして、現在法制化に向けた作業を行っているところでございます。

先生御指摘のとおり、この事業成長担保権は、企業の知的財産、無形資産や将来キャッシュフローを含む総財産を担保目的財産とすることで、金融機関に対しまして、不動産担保や経営者保証に過度に依存せず企業の事業性に着目した融資を行うことを促進し、企業の事業の継続や成長を支えることを目的としておりまして、スタートアップなどの資金調達の円滑化に資するものだというふうに考えてございます。

この制度の法制化に関しましては、経済財政運営と改革の基本方針二〇二三などにおきましても早期の法案提出を目指す閣議決定されていることを踏まえまして、スピード感を持って取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○加田裕之君 ありがとうございます。

是非ともこれ、私も地元のいろいろな金融機関、それからまた関係者の方を回りましたら、この目利き力は問われるけれども、是非とも早期に進めていただきたいという声がありますし、また商工

会とか商工会議所の関係者の方もそういう期待があります。我々も一生懸命やりたいと思いますので、是非ともお願いしたいと思います。

もう一点、今度は資産運用立国の実現についてなんですけれども、先般、岸田総理は、ニューヨーク証券取引所のスピーチの方におきまして精力的に発信されるとともに、九月二十五日から十月六日までジャパン・ウィークスが初めて開催されました。

鈴木金融担当大臣は、国際金融センターの実現に向けた取組と同時に、今後の資産運用立国の実現に向けた取組を力強く推進するとコメントされました。

また、これをしっかりとやっていくためには、資産運用業とアセットオーナーシップの改革とか運用力の向上とかガバナンスの改善など様々な課題があると思いますが、司令塔といたしまして鈴木財務・金融担当大臣はどういう考え方で資産運用立国の実現に取り組んでいくのか、御所見と決意をお伺いいたします。

○国務大臣(鈴木俊一君) 政府といたしましては、新しい資本主義の下、我が国の家計金融資産の半分以上を占める現預金が投資に向かい、企業価値向上の恩恵が家計に還元されることで更なる投資や消費につながる成長と分配の好循環を実現していくことが重要であると考えております。

こうした考え方の下、これまで資産所得倍増プランやコーポレートガバナンス改革等を通じまして、家計の安定的な資産形成の支援、企業の持続的成長、金融商品の販売会社等による顧客本位の業務運営の確保など、インベストメントチェーンを構成する各主体に対する働きかけを行ってきたところであります。

こうしたこれまでの取組に続きまして、残された課題である家計金融資産等の運用を担う資産運用業とアセットオーナーシップの改革を行い、その運用力の向上、ガバナンス改善及び体制の強化、資産運用業の国内外からの新規参入と競争の促進を図るとともに、対外情報発信の強化にも努

めていきたいと考えております。このための政策プランの年内策定に向け、有識者や関係省庁と連携をして、具体的な施策の検討を進めてまいります。

金融庁といたしましては、こうした取組を着実に進めることで、資産運用立国による成長と分配の好循環を実現して、我が国経済の成長と国民の資産所得の増加につなげていきたいと考えております。

○加田裕之君 ありがとうございます。

やはり、鈴木金融担当大臣は資産運用立国分科会の会長も務められていらっしゃいますし、また金融庁の中には金融審議会の中での資産運用に関するタスクフォースがあります。やはり、この二つの部会を効果的に、そして、年末まで、総理がめどをとってお話もありました。是非ともその辺は、お忙しいと思いますが、大車輪で力強く推進していただきますよう要望申し上げます、私の質疑を終わります。

ありがとうございます。

○熊谷裕人君 立憲民主・社民の熊谷裕人でございます。

この財政金融委員会、一年ごとに所属をしておりますので、三回目の所属となります。大臣、またよろしくお願いいたします。

最初に、神田副大臣、辞任をされましたけれど、幾つか大臣に確認をしたいことがありますので、先に質問をさせていただきたいと思いたが、先般、同僚の勝部議員が質問をさせていただき、大臣が直接副大臣と話をして、どのようなお考えなのかを聴取をして本理事会に報告をしてほしいというような要望もさせていただいたところでございますが、先般の委員会の後、大臣は神田

前副大臣と直接お会いしてどのようなお話をされたのか、そのとき大臣の方から神田前副大臣にはどのようなサジェスションを行ったのか、御披露できるところがあれば御報告をお願いしたいと思います。

○国務大臣(鈴木俊一君) 前回の本委員会は十一

月の九日に開かれたわけですが、その折に、勝部先生から、この昼休みにも時間を使って神田前副大臣と大臣が直接会って話をするべきだという、そういう御示唆をいただきました。

それを受けて、その日のお昼休みに神田前財務大臣とお会いいたしました。その折に、神田前副大臣からは、自身が代表取締役となっている会社が保有する土地及び建物について、税金の滞納により市税事務所から四度にわたり差押えを受けたことがあること、事実関係の詳細について精査をしていることということについて報告を受けたところでございます。

あの委員会のやり取りでも、まずは詳細を精査するというのを副大臣言っておられましたので、私からは、そうした精査を速やかに行って、委員会でもきちんとそれに答弁できるようにしてほしいという旨をあの十一月九日の時点では申し上げたところでございます。

そして、週が明けました昨日の朝に神田副大臣と再び話をいたしました。神田大臣としても引き続き説明に努めたいと、こういうことであります。一方において、神田副大臣も自分のことで国会審議に影響を与えることは大変に申し訳ないというところで、そうした思いも述べられたところでもあります。私からは、神田大臣のこの説明責任とこの会期になつてきているということで、そうした審議に与える影響へ対する強い懸念を持っているということをお伝えをしたところでございます。

自らの、必要に、ということ、昨日のお昼にですね、神田前副大臣から辞表が提出されたというところが経緯でございます。

○熊谷裕人君 神田前副大臣から辞表が大臣に手渡されたというような報道がございました。私もそれを報道で確認をさせていただいておりすが、昨日この質問を考えながら夕方テレビをちよつとつけておりましたら、税金Gメンという

特集をしておりまして、税金滞納者、昨日の番組では、介護保険料の滞納十二万円ほどしていて、国税徴収法の百四十二条に基づいて自宅の捜査と差押えというような特集をちょうどされておりまして。

そしてまた、十一日から十七日は税を考える週間というふうに言われておりまして、今、国税庁が、税を考えようということで、子供たちが職業体験をする民間施設で子供たちが昨日、消費税を納めるというようなことを国税庁の皆さんが指導してやっていることもニュースで流れておりまして。

神田前副大臣の説明責任はまだ果たされない中で、の辞任ということになりましたけれど、国民の皆さん、このニュースを見ながら、私も本当に複雑な思いになりましたけれど、どういうふうにお思いになられたのかなというふうに思いながら見させていただきました。

そこで、鈴木大臣が前副大臣の辞表を受け取ったということですが、私は、その本人、国会に迷惑を掛けたくないので辞表を提出したというふうに言っておりますけれど、やはりこれまでの、報道ベースでございまして、見させていただと、国民の納税意識というものに本当に毀損をするような事実が、報道ベースでありますけれど、たくさん出てきているのではないかなというふうに思っております、本日の朝の報道でも、衆議院選挙に神田前副大臣が出るときに、市県民税の滞納があったりとか自動車税の滞納もあったり、それを知人に立て替えてもらったけど返してないというような報道もございまして。そのときから納税意識の本当に低い方だったのかなというふうにちょっと思っております、愕然といったしました。

憲法三十条には、「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。」というふうに規定をされております。日本国憲法が立脚する個人の尊厳の原理からすれば、国民の義務も、国民個人の尊厳や基本的人権を保全を十全とするために、

公共の福祉の維持やそして整備を個人の側から国民の義務として捉えられたものとこの三十条は把握ができるというふうに思っております。基本的人権を確保するために国家の存立を図るためには、国民はその能力に応じた国の財政を支えなければならぬというふうに宣言をした規定でもあると思っております。

税をつかさどることを使命としました前副大臣がこのようなことに反していたということであれば、私は、鈴木大臣が辞表を受け取るのではなく、やはり監督責任者としての責任もあるかと思いますが、更迭というか、罷免というかですね、きちんと、辞任ではなく罷免をするべきだということに総理に、任命権者の総理に進言をするべきだというふうに思っておりますが、大臣としては辞表を受け取ったということと、ございまして、その辺の、その罷免という考えがなかったのかどうか、お尋ねをしたいと思えます。

○国務大臣(鈴木俊一君) 先ほど申し上げた事実関係と申しますか経緯の中で、私として辞表を受け取ったところでございます。

いろいろなお考えがあると思えますし、また、熊谷先生の御指摘の点も含めまして、御批判もあるということとは承知をいたします。その上で、財務省としては、今回の辞任、重く受け止め、国民の皆様方の信頼を回復できるように足下の課題に全力で取り組んでいかなければならないと、そのことを一層強く思うところでございます。

様々な御意見があり、様々な御批判があるというところについては受け止めさせていただきたいと思えます。

○熊谷裕人君 報道では事実上の更迭だということに言われておりますけれど、やはり辞任と更迭というのは意味合いが違ふと思えます。そして、罷免ということも、任命権者の罷免ということも意味合いが違ふと思えます。

岸田内閣には、そういった国民の思い、今大臣おっしゃっていただきましたけれど、しっかりと受け止めて、今後の内閣で同じようなことが起き

ないように、辞任ドミノなんていう話もございませうけれど、起こらないようにしっかりと努めていただきたいと思いますし、私も辞任ドミノにならないように祈っております。

あともう一つ質問させていただきます。神田前副大臣は、就任の記者会見の中で、大臣から指示を得たと言って、予算編成や財投、国債などを担当するように指示を受けたというふうに言っております。

この度、政府におかれましては、経済政策の取りまとめを行い、先週の金曜日ですが、閣議決定を、補正予算の閣議決定をされております。これから来週にも補正予算、国会に提出というふうに言われておりますが、この神田前副大臣は、予算編成の担当だと、しっかりと取り組みたいとその記者会見ではおっしゃっております。

このこれから提出をされる補正予算、閣議決定を既にされておりますが、それまでの間に、この前副大臣がどれだけの予算編成に関与をしてきたのか、今度の補正予算、財投の関係もございまして、財投の関係でも、財投の担当でもあるというふうに言われておりますので、この神田前副大臣がどれだけの関与をしてきたか、明確に分かる範囲でお知らせをいただければと思えます。

○国務大臣(鈴木俊一君) 神田前副大臣であります、御指摘のとおり、財務省が所掌する業務のうち、特に予算編成、財政投融资、国債などの分野について、私の指示の下で任務に当たってまいりました。

予算編成に関連して申し上げますと、例えば九月以降に議論が本格化しております財政制度等審議会に出席するなど、担当分野における職責を果たしていただいたものと考えております。

副大臣として、経済対策や補正予算の内容について事務方から説明を受け、了承しているものと承知をしております。

○熊谷裕人君 そもそも財務副大臣として適任だったかどうかという議論もある中で、この経済対策、補正予算の編成に当たっていたとい

うことになる、今度の補正予算にも若干の疑義が生じるのではないかなというふうに私は野党ながら心配をさせていただいております。

自信を持って、この前副大臣が関与した補正予算、来週国会に提出をされるのかどうか、その点、通告はしていませんけれど、大臣、お考えがあればお聞かせいただければと思えます。

○国務大臣(鈴木俊一君) 補正予算については、今現在準備を進めているところでございます。そして、その内容につきましては、財務省が組織として意思決定をして、最終的には政府全体として閣議決定をするものであると、そのように認識をしているものであると、そういうふうに思っております。辞任されました神田前副大臣が関わっていたことをもちましてその内容やプロセスまで一概に否定されるべきものではないと考えているところであります。

○熊谷裕人君 分かりました。国民から、今度の補正予算、自信を持って政府が出したものの、信用できる補正予算だということに思われるように私も祈っておりますし、来週以降の補正予算審議で様々な議論がなされるものと思っております。

前副大臣の話はこれぐらいにさせていただきます。今、加田委員の方からも質問ありましたけれど、私の方からもう一つ質問させていただきます。

地方銀行や地方の信用金庫、信用組合といったところの地域金融機関は、地域の、その地域の経済や産業に資金提供を、資金提供で支えているという重要な役割を持っておりますが、長年低金利政策が続いてきた影響もあって収益性に大変課題があって、その収益性の改善を図っていかねればいけないというようなことがずっと言われ続けております。

コロナ禍前から、経営の効率化だったり他銀行との経営統合などその経営基盤の強化がずっと図られておりますけれど、このやっぱり低金利政策がずっと続いてきた、そして、今回のコロナ禍で、後ほどまた質問をさせていただきますけれども、

ど、抱えている企業の皆さんにゼロゼロ融資というところまで一生懸命それに当たってきた地域金融機関自身も大きな傷を負っているんじゃないかなというふうに思っております。

このコロナ禍が、やっと先が見えた状況と言っているのかどうか分かりませんが、経済が活性化をされてきた中で、地域金融機関に金融庁としてどのような活性化支援策というものを考えているのか、お聞かせいただければと思います。

○国務大臣(鈴木俊一君) 地域金融機関におきましては、地域経済を支える要といたしまして、自身の金融仲介機能を強化し、資金供給にとどまらない支援を通じて地域企業の企業価値向上等を図ることによりまして、地域経済の回復、成長に一層貢献していくことが期待されているところであります。

こうした役割を適切に果たせるよう、地域金融機関は、熊谷先生から御指摘がありました低金利環境や人口減少など厳しい経営環境が続く中でも、将来を見据えた経営改革を着実に進め、経営基盤の強化に取り組むことが重要と考えます。

こうした地域金融機関の取組を支援する観点から、政府としては、合併、経営統合を含む経営基盤の強化の取組を支援するための資金交付制度の創設、デジタル化や地方創生など持続可能な社会の構築に幅広く貢献できるようにするための業務範囲規制や出資規制の抜本的な見直しなど、様々な環境整備を行ってまいりました。地域金融機関には、これらも活用しつつ経営基盤の強化に向けた取組を進めていただきたいと考えておりまして、金融庁としても各地域金融機関の取組を後押ししてまいりたいと考えております。

○熊谷裕人君 ありがとうございます。

次に、円安、物価高の影響についての認識をちょっとお聞かせいただければと思っております。

主要な中央銀行の利上げの継続だったり、ウクライナや中東情勢の緊迫化によって円安が一層進んでおります。昨日も百五十一円後半、最安値を

というような報道もありました。その円安に加えて物価が、その円安を、私は円安を基調にして物価高が継続をしているというふうに思っております。特に、エネルギー、ガソリン価格等、輸入物について、食品も含めて値上がりがずっと続いている状況でございます。

この物価高の影響でこの今年七月―九月の実質GDPも成長率がマイナスとの民間予測も出ている中で、日銀は現在の円安の要因をどのように分析をして、その円安がどのように物価高に作用をしていると考えているのか、そして国民生活や企業経営にどのような影響を及ぼしているのか、その認識をお伺いしたいと思います。

○参考人(内田眞一君) お答え申し上げます。

為替相場の水準評価につきまして具体的にコメントをすることは差し控えていただきたいと思います。一般的に申し上げて、為替相場というものは、購買力平価、内外金利差、国際収支など様々な要因で変動し得るものでありますし、また、そうした要因を受けた市場参加者のセンチメントや思惑、あるいは投機的な動き、こういったものにも影響されるというふうに理解しております。

その上で、市場の見方という面では、このところの為替変動の要因といたしまして、米国で金融引締めが長期化するとの見通しの下で、内外金利差に着目する声が多いというふうに認識しております。

また、これに伴う物価上昇ということですが、現在の物価上昇は、円安と、それから既往の原材料価格高による輸入物価の上昇を起点とするものでありますので、実質所得あるいは収益への下押しという形で家計それから中小企業等に負担をもたらしているというふうに考えております。

家計の負担という面では、先生も御指摘ありましたとおり、特に価格上昇幅が大きい食料品あるいは日用品などの消費には弱めの動きも出ておりまして、先行きにつきましては、賃上げの動きが今後も継続し、所得面から消費を支えていけるか

どうかというところが重要なポイントになっているというふうに思っております。

日本銀行といたしましては、現在のようなコストプッシュによる物価上昇ではなくて、企業収益と家計所得が共に増加して、賃金上昇を伴う形で物価が上昇するということを目指しております。

引き続き、経済活動をしっかりと支え、賃金が上昇しやすい環境を整えていくように努めてまいりたいというふうに思っております。

○熊谷裕人君 私たちの党からも日銀に対して様々な政策提案をさせていただいておりますので、是非これから日銀の皆様方とは議論を深めていきたいというふうに思っております。

副総裁におかれましては、これで質問終わりますので、御退席をお取り計らい、是非、委員長、お願いいたします。

○委員長(宮本周司君) 内田日本銀行副総裁におかれましては、御退席いただいて結構でございます。

○熊谷裕人君 時間が少し押してきてしまいました。予定していた質問を幾つか飛ばさざるを得ないのかなというふうに思っておりますが、そうしましたら、先に税関職員の増員についてどのようにお考えか、お聞かせをいただければと思っております。

電子取引だったり、輸入貨物の小口化というようなことが増加しております。そして、訪日外国人旅行者も大変多くなつてきてまして、空港や港といったところの税関業務というのも大変多忙を極めている中、禁止薬物だったり、金地金というんですかね、金の密輸入なんというものも大変増えておりまして、先般も、金、円安を背景に利ざやが稼げるということで、大量の密輸の摘発というような話がありました。

IT化でAIを使つて、何となくこの税関業務を代替わりというような話も聞かえてきているんですけど、やはりマンパワー、最後は人間が、しっかりとしたチェックが必要だなというふうに思っているところ、なかなか、この税関業務を担う担い手の増員というところがなかなかほかでついでないというような話も聞きます。

これから日本を訪れる方、そして日本へ、日本の禁止薬物の需要が高止まりをしているのでこれからもどんどん入ってきてそんな状況であると、これを水際で止めていくためにはマンパワーの増員が必要だと思っておりますが、その点について、税関職員の人員増についてどのようにお考えか、お聞かせいただければと思います。

○国務大臣(鈴木俊一君) 私もこの立場になりますから、東京税関、それから神戸税関広島税関支署、沖縄地区税関石垣税関支署と那国監視署を視察をしてまいりまして、現場で第一線で頑張っておられる皆様方ともお話をしてまいりました。

まさに、税関におきましては、熊谷先生が今御指摘になられましたとおり、越境電子商取引の拡大に伴います輸入申告件数の増加、水際措置の終了に伴います訪日外国人旅行者の、旅行者数の回復、不正薬物押収量の高止まり、密輸手口の巧妙化、そして経済安全保障上の脅威の高まりなど、誠に多くの課題に直面しているということ、私も直接現場を見させていただいて感じているところでもあります。

こうした課題に適切に対応するためには、より一層効率的、効果的に業務運営を進めていくこと、人員の適正配置を行うつつ、更なる人員確保と必要な体制整備を図ること、職員の専門性を高めるための研修等を通じて人材を育成することが重要であると考えます。

税関の定員につきましては、平成二十六年度以降毎年増員を確保しております。令和五年度における税関の定員は一万百七十八人、前年度比プラス百四人となっております。さらに、現下の課題に適切に対応するため、令和六年度においては三百八十三人の増員要求を行っているところでございます。

今後も、本委員会における附帯決議の趣旨も踏まえまして、必要な税関の体制整備に努めてまいりたいと考えております。

○熊谷裕人君 ありがとうございます。時間が参りました。残余の質問につきましてはまたの機会にさせていただきたいと思えます。ありがとうございます。

○若松謙維君 公明党の若松謙維でございます。この神田前財務副大臣に関しては大変残念な結果となりましたけれども、私、公認会計士なので、やはり監査する会社とはいわゆる独立性チェックというのが行わなければなりません。是非、政府におかれましては、特にその所管官庁に関わるそういったものがないかどうか、やっぱり事前のチェックというんですかね、それをまず求めさせていただいて、質問に移りたいと思えます。

ちようど資料一として先生方にお配りをさせていただきました。これは日本経済新聞社の記事でありますけれども、「コロナ融資 不良債権六％」と。これは十一月七日の、日本政策金融公庫等が実施してきましたコロナ特別貸付け等の状況につきまして、会計検査院から検査結果として公表されたものでございまして、先ほど詳細は加田委員からも御紹介がございました。

その内容につきまして、是非政府として、その概要もお話ありましたが、それも簡潔に御報告いただいて、その受け止めについてどのように理解しているか、よろしくお願いいたします。

○政府参考人（坂本基君） お答え申し上げます。今回の会計検査院の検査報告におきましては、日本政策金融公庫等に対して、コロナ特別貸付け等に係る債権について、引き続き適切に債務者の状況を把握しつつ貸倒引当金を算定し計上すること、今後の非常時において緩和措置を設ける場合には貸付目的先の状況把握がより適切に行われるよう努めること、貸付債権の償却の決定を慎重かつ適切に行うことといった所見が示されたものと承知してございます。

今回の検査報告は、法令違反等の不適切な事態へのいわゆる指摘事項に該当するものではないと承知しておりますが、今般の検査結果も踏まえま

して、日本公庫等においてより適切な融資審査、債権管理を実施することが重要と認識しております。

財務省といたしましても、こうした取組をしつかりと後押ししてまいりたいと考えてござい

○若松謙維君 今回の、特にコロナでありましたが、本当、我が国にとつて、まあ世界的でありましたが、それぞれの立場で、いわゆる企業の継続と個々人の生活をどう乗り越えるか、大変な実は人類に対する挑戦があつたわけでありま

○政府参考人（坂本基君） お答え申し上げます。今回の会計検査院の検査報告によりま

ことと承知してございます。コロナ禍におきましては、新型コロナウイルスの影響を受けた中小・小規模事業者の資金繰りを支援し、その事業継続に万全を期すという観点から、日本公庫等に対して予算を措置してござい

日本公庫等による実質無利子無担保融資等は、コロナ禍におきまして経営環境が極めて不透明な状況の下、その影響を受け、あるいは強い不安をお抱えになられた中小・小規模事業者を支える上

私どもとしましては、日本公庫等における適切な債権管理等の取組を後押ししてまいりたいと考

えてございます。

○若松謙維君 ちよつと質問通告はないんですけど、今ちようどゼロゼロ融資のいわゆる延長というんですか、行われております。全体的には、私、スムーズに行われているのかなと。そういう中でも当然こういう不良債権若しくは償却、出てくるわけですが、それについての認識は今どうい

○政府参考人（坂本基君） お答え申し上げます。先ほどの数字にござい

いづれにせよ、引き続き、現在貸しておりますいわゆるスパー低利融資につきましても適切な融資、債権管理に努めてまいりたいと、このように考えてござい

○若松謙維君 今、政府としては、今回の会計検査院の指摘、いわゆる結果、検査結果ですね、これについては指摘事項ではないということで、これは、当然また三月決算を迎えて適切な評価をするに当たつてのいわゆる、何というんですか、指摘事項ではない指摘、そういうことですか、ね、という

次に、この報道にも関係するんですけども、いわゆる平成の金融危機、またリーマン・ショック、そのときも大変な金融危機が、我が国、まあ世界でもそうでありましたが、襲いました。そこで、その不安に思う国民も、いわゆる当時のその平成の金融危機等に連想してこれ大変なことにな

危機等と比較しまして現在の日本の金融システ

ム、これはどういふふうに認識されているでしょうか、お尋ねいたします。

○国務大臣（鈴木俊一君） 民間金融機関を通じてゼロゼロ融資につきましては、信用保証制度を活用して実施されてお

また、リーマン・ショックでは、複雑で不透明な金融商品への投資が広がっていた中で信用不安が拡大いたしま

このほか、金融庁では、データ分析の強化やモニタリングの考え方、手法の改革などを通じた監督能力の向上に取り組むとともに、金融機関との間では財務の健全性向上やリスク管理の高度化に向けた深みのある対話を進めてまいりました。

○若松謙維君 まさに当時のサブプライムショック等の市場、金融市場の混乱が起きまして、それ以降、健全性監督の強化とか透明性、価格評価の強化とか、様々な監督ですか、の強化というものがなされたというのは、私も公認会計士の立場と

して、私たち会計士も金融庁からしっかりと強化、監視をされていると、これは強化されているというのは認識しております。

そういう意味ではいいことなんでしょうけど、また強化のし過ぎも別の副作用がありますので、そこは今日は、今日その場を、議論する場ではありませんけれども、おおむね日本の金融機関ですか、システムは非常に健全であると、そういう認識を私自身も共有する次第でございます。

その上で、十月の日銀金融政策決定会合で、いわゆるイールドカーブコントロールですか、この運用について更なる柔軟化を行ったということで、当然私も、住宅ローン、変動金利であります、返済額増えるのかなと考え、皆さんも心配しますよね。これは国民の恐らく直感的な反応だと思うんですけど、そういった住宅ローンへの影響、これはどういうふうに考えていらっしゃると思いますか。

○参考人(正木一博君) お答え申し上げます。今御指摘いただきましたように、日本銀行では、十月の金融政策決定会合におきまして、イールドカーブコントロールの運用を更に柔軟化することを決定いたしました。

新たな運用におきましては、一％の上限金利のめどの下で大規模な国債買入れを継続するほか、長期金利の水準や変化のスピード等に応じまして機動的にオペで対応していくことになります。

従来のような形で長期金利の厳格な上限は設けておりませんけれども、今申し上げましたような調節運営の下で、長期金利に上昇圧力が掛かるような場合であっても、一％を大幅に上回るとは見ていないということでございます。

その上で、御質問の今回の措置が住宅ローン金利に与える影響ということでございますが、まず、住宅ローンの大半を占めております変動金利型につきましては、こちらは借入金利が短期金利と連動して動く仕組みとなっております。この点、日本銀行は、短期政策金利は変更しておりません、現状維持といたしましたので、こちらにつ

いては影響はないと考えております。一方で、固定金利型の住宅ローンにつきましては、こちらは長期金利とある程度連動いたしますため、新規の借入分については、長期金利が上昇すればそれに伴って上昇することになります。

住宅ローン金利の動向につきましては、引き続き丹念に点検してまいりたいと考えてございます。

○若松謙維君 今、固定金利は新規のみということで、既存のものは影響はないと、そういう理解でいいんですね。

○参考人(正木一博君) その理解で結構でございます。

○若松謙維君 少しは安心したと思います、私自身も含めて。

じゃ、さらに今度は、この十月の今の、M P Mですか、略しますと、このイールドカーブコントロールの今度事業者向け貸付けにどのような影響があるか、それについてもお尋ねをいたします。

○参考人(正木一博君) お答え申し上げます。

事業者向け貸出しへの影響という御質問でございますけれども、事業者向け貸出しにつきましては、こちらは住宅ローンと異なりまして、約半分を変動金利型が占めております。この点につきましては、先ほど申し上げましたが、日本銀行、短期政策金利は変更していない、現状維持としておりますから、この変動金利型については影響はないというふうに考えてございます。

一方で、固定金利型の貸出金利につきましては、その借入期間の長さに応じまして、中長期の市場金利とある程度連動いたします、新規分についてはということでございますが、もっとも、こうした固定金利型の貸出しにつきましても、内訳を見ますと期間が比較的短めのものが多いということでございます。これまでところ、大幅な金利上昇は見られていないということでございます。

事業者向けの貸出金利の動向につきましても、住宅金利同様、引き続き丹念に点検してまいりたい

と考えてございます。

○若松謙維君 是非、日銀におかれましては、もちろん金利の安定、さらに金融システムのこれも安定維持ですね、ということの上で、非常に世の中動くでしょうから、そこは是非きめ細やかに、影響がなるべく広がらないように、いろいろ配慮しながらのオペレーションをお願いを申し上げます。質問を終わります。

○柳ヶ瀬裕文君 日本維新の会の柳ヶ瀬裕文でございます。

冒頭、ちよつと通告していませんのですけれども、先ほどのあの熊谷さんの話を聞いています、これ、神田副大臣の税金の滞納の件については、これ大臣は知らなかった、任命時には知らなかったということでしょうか。

○国務大臣(鈴木俊一君) 滞納の件については存じ上げておりませんでした。

○柳ヶ瀬裕文君 であるとするならば、これもし知っていたとしたら、これは任命はしなかったということでしょうか。

○国務大臣(鈴木俊一君) 副大臣につきましては、任命するのは内閣でございますので、もしそういう情報があれば、恐らく内閣の方でもいろいろ考えたのではないかと思います。

○柳ヶ瀬裕文君 是非調査をしっかりとしていたきたいというふうに思います。

かつて、これ、年金未納問題つてありましたよね。そのときにも、何でしょう、誰が年金納めていないんだみたいなことで本質的な議論に至らなかった。で、国会が非常に大きく停滞してしまつたという事態がございましたので、この税金の滞納についてもこれはしっかりと閣僚の皆さんがどういう状況にあるのかということについてはお調べをいただきたい、このことを前提として申し上げておきたいというふうに思います。

今日は、岸田内閣、支持率が下げ止まらないということなんですけれども、私はこれは、内閣の発しているメッセージがちよつとあべこべになっ

ていると、統一されていないと、メッセージがなかなか伝わっていないということが原因にあるんじゃないかなというふうに思っています。

岸田さんが言っていることは、デフレの脱却、これを何としてもやるんだということで、これは完全にアグリであります。で、政策を総動員するんだということを言っているんですけども、果たしてこれ、政策が総動員されているのかどうか、ここに疑義があるということなので、今日はその点についてお伺いしていきたいというふうに思います。

これ、所得減税についてですね、まずは。所得減税は一年限りなんだということを殊更強調されているわけでありませんけれども、これ内閣府にお伺いをしますが、これ、短期マクロ計量モデルで名目G D P比一％の所得税減税を一年だけ実施した場合と二年連続で実施した場合の実質G D Pの押し上げ効果、これはどう違うのか、この点についてお伺いしたいと思います。

○政府参考人(松多秀一君) お答え申し上げます。

二〇一八年から二〇二〇年までのデータを用いました二〇二二年版短期日本経済マクロ計量モデルの乗数表に基づきまして機械的に計算を行いますと、名目G D P比一％相当額の個人所得税減税を継続的に実施した場合、一年目は実質G D Pを〇・二一％、二年目は実質G D Pを〇・三三％、それぞれ押し上げるとの結果になっております。

○柳ヶ瀬裕文君 これはあくまでモデルですので、いろんな仮定に基づいたものではありませんけれども、一年目は〇・二一％で、二年連続した場合には〇・三三％ということで、二年目の効果というのは、連続してやった場合には約一・五倍の効果があるということでございます。

そこで、大臣、ちよつとこれ通告はしていませんけれども、今年も税収上振れますよね、税収かなり上振れると思います。いや、ちよつとじゃないと思いますよ。これ、三・五兆円ということにかなりこだわっていらつしやるようです

けれども、これ私やるのであれば、これ二年目の効果は非常に高いので続けるべきではないかというふうに思うわけですけれども、これ、今年の税収の上振れ分というのをこれまた還元するという意味合いで、この減税を続けるという可能性があるのかどうなのか、この点についてお伺いしたいと思います。

○国務大臣(鈴木俊一君) 今回の経済対策では、令和二年度から令和三年度、令和三年度から令和四年度の税収の見込みよりも伸びた分、これが約、それに見合う分が三・五兆円であります。これを国民の皆さんに見合う分を還元するというところで、経済対策の中でも一時的な措置というふうに位置付けられているところでありまして、政府としては、複数年度行うことが前提となっていないという立場であります。

いずれにしても、その制度設計については、与党の税制調査会において年末に決定をされるというふうに理解をしております。

○柳ヶ瀬裕文君 これ、税収の上振れは、これ毎年上振れているんですね。もはやこれは安定財源なんではないかというふうに言えるぐらいの税収の上振れではないかというふうに思うわけであります。

ですので、これやるのであれば、やっぱりしっかりと効果の高いやり方をやっていただきたいというふうに思いますし、もう一度、もう一問ですね、財務省に質問するならば、これ、防衛増税が決まっているわけですね。これ、二四年度は先送りするということで、所得増税、二四年度はしないよということですから、二七年度まではやるということで、これ増税決まっているわけであります。

財務省にお伺いしますが、これ、増税が決まっている中で、増税が決まっていらないい中での減税、これは所得税についてですね、どちらの方が効果が高いというふうにお考えなのか、この点についてはいかがでしょうか。

○政府参考人(青木孝徳君) 防衛力強化に係る税

制措置のうち、委員の御指摘の所得税の付加税でございますが、復興特別所得税の税率を一方で引き下げまして、新たなこの付加税と合わせました税率は現在と変わらない水準とするということで、現下の家計の負担増にならないように配慮をいたしております。

このため、今般の定額減税の経済効果については、防衛力強化のため新たに課される所得税の付加税による直接の影響は受けられないものと考えております。

○柳ヶ瀬裕文君 それが分かりにくいんですよね。

だから、結局、所得増税をするんだ、所得税は増税するんだと、二七年度まで上げるんだということをや一方で言いながら、今回は所得減税を一年限りやるんだということを言っているわけですから、それは国民にはやっぱり抑制効果を発揮しているというところで、それなかなか消費につながっていない。そもそも所得減税は貯蓄に回る傾向が高いということなわけですから、これはしっかりと効果の高いやり方をやっていただきたいというふうに思うんです。

そこで、大臣にお伺いしますけれども、この防衛増税における所得増税に関して、もうこれ先延ばしにすることがありますが、今回の所得減税ということを考えてときに、この防衛増税の中の所得増税については、これは更なる先延ばし、若しくはやめてしまえばいいんではないかというふうに思いますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○国務大臣(鈴木俊一君) この防衛財源の中での所得税のことにつきましては、先ほど主税局長から答弁をさせていただきましたが、この所得税の付加税、これは、復興特別所得税の税率を引き下げ、一%、で、新たな付加税を一%足して、合わせますと、税率が、負担していただく税率は現在と変わらない水準でございますので、このいわゆる防衛増税をしたといたしましても家計の負担は増えないというような配慮になっているところで

ございます。

この税制措置の有無によりまして、今般の定額減税の経済効果、これは直接影響を受けるものではないと考えているところでございます。

○柳ヶ瀬裕文君 これ、先延ばしに、二四年度は先延ばしにしたわけですよ。それは、少なくともこの減税の効果をしっかりと見ようじゃないかという意味で先延ばしにされたというふうに思いますよ。

そういった意味では、これの更なる先延ばし、若しくはこれをやるタイミングについては、どういう状況になったらこのタイミングでやるんだということになるんでしょうか。どうでしょうか。

○国務大臣(鈴木俊一君) この防衛力強化に係る税制措置につきましては、昨年末に決定をいたしました閣議決定の枠組み、それと骨太二〇二三に基づいて進められるものでございまして、年末に向けてこの与党の税制調査会において議論がされるものと、そのように承知をしております。

○柳ヶ瀬裕文君 ありがとうございます。

与党の税調で話をされるんだということで、宮沢税調会長がお決めるんだというお話ですけれども、是非答弁者に宮沢さんになっていただければ。じゃないとなかなか質疑が深まらないですよ、そういう意味では。鈴木大臣が答弁できなくて宮沢税調会長は答弁できる立場にあるというところですから、であれば、税調会長にしっかりと答弁していただくということがいいのではないかなというふうには私は思うわけであります。(発言する者あり)委員長には指名は求めません。ありがとうございます。

そして、私たちはこの経済対策の中で社会保険料の減免、消費増税、消費減税ですね、ということとを言っているわけですから、ここでまた内閣府の方にお伺いをしたいと思います。

先ほどの短期マクロ計量モデルで、名目GDP比一%の所得税減税と同額の消費税減税を実施した場合、両者の実質GDPの押し上げ効果はどう違うのか、この点についていかがでしょうか。

○政府参考人(松多秀一君) 先ほど申し上げましたモデルの乗数表に基づきまして機械的に計算を行いますと、名目GDP比一%相当額の個人消費、個人所得税減税を、これを継続的に実施した場合には実質GDPを一年目に〇・二一%、その個人所得税減税と同額の消費税減税を継続的に実施した場合には実質GDPを一年目に〇・四四%、それぞれ押し上げるという結果になっております。

○柳ヶ瀬裕文君 今の内閣府の試算だと、所得減税と同額の消費減税をした場合に、消費減税の方が二倍のGDPの押し上げ効果があるんだということでもあります。ですから、もう経済対策としてどちらの方が有効なのかというところ、これはもう火を見るよりも明らかなのだというふう思うわけですから、ぜひ。

最近、この消費減税については、これ消費減税をすとしてインフレが加速するんだというようなことをおっしゃる方がいるわけですから、これについて財務省の見解を伺いたいと思います。

○政府参考人(青木孝徳君) まず、消費税と物価の関係でございます。

一般論として申し上げますと、消費税率を引き下げますと、広く物価を押し上げる効果というのは否定できないと思います。あつ、押し下げる効果があることは否定できません。

ただ、もう少し長いスパンで見た場合でございますが、物価の引下げに伴う購買力の増加により、物価が一定程度押し戻されることは否定できない、特に需給が逼迫している品目に関してはその傾向が強いのではないかと考えます。

ただし、消費税は全世代型社会保障制度を支える重要な財源として位置付けられておりますので、その引下げを行うことは適当ではないというふうに考えております。

○柳ヶ瀬裕文君 今、財務省、見解をおっしゃっていただきましたけれども、これ内閣府にも一応これ聞いておきたいというふうに思いますが、先ほどの短期マクロ計量モデルで、名目GDP比一

%相当額の個人所得税減税を実施した場合と同額の消費税減税を実施した場合の物価への影響、民間消費デフレーターへの影響、それぞれ幾らになるのか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(松多秀一君) お答え申し上げます。

同じモデルの乗数表に基づきまして機械的に計算を行いますと、個人所得税減税、こちらを実施した場合には、民間消費デフレーターを一年目に〇・〇〇%押し上げ、その個人所得税減税と同額の消費税減税を継続的に実施した場合には、民間消費デフレーターを一年目に一・〇%、一・〇三%押し下げるという結果になってございます。

○柳ヶ瀬裕文君 ですから、今内閣府がおっしゃったように、所得税減税をしてもこのデフレーターに影響を与えないと、ニュートラルである。消費減税をした場合には、これ一年間のスパンですね、一年間のスパンですね、一年間のスパンで約1%の物価を押し下げる効果があるということだと思えます。

ですから、これどう考えても、今の物価高対策かつデフレからの脱却ということを考えたときに、この消費減税がもう最善手であるということとは間違いのないと思います。もう直接的にまず消費減税をすれば、物価、物価高、物価が下がるということですよ。かつ、今、今はコストプッシュですけれども、これデイマンドプルにしたいかなければいけない。コストプッシュはだんだん緩やかになってきていますから、大事なのはこれ需要をどうやって創出するかということでありまして、そういった意味では、消費減税はこの需要をしつかりと創出していく効果があるということですので、このデフレ脱却かつ物価高対策ということを考えたときに、この消費税減税がこのベストの打ち手であるということ、これは様々なデータからこれ間違いないと思うわけであります。

しかし、残念ながら、これは社会保障財源だからこの消費税減税をやらないんだということを

おっしゃっているわけですけど、これ逆にどういう状況になったらこの消費減税ということをやる可能性があるのか、これ、財務大臣、いかがですか。何かオプションがあれば是非お聞かせいただければと思いますけれども。

○国務大臣(鈴木俊一君) 多分ですね、多分という言い方は変ですが、柳ヶ瀬先生の御指摘、これは消費税減税であれば直接的に物価を引き下げることにつながるのではないかとというまずお話であると思います。

物価と消費税減税の関係につきましては、先ほど主税局長から答弁をさせていただきましたけれども、様々な影響、これを慎重に考慮する必要がありますが、消費税減税は、物価高対策という観点から見ても、高額消費を含めて負担軽減がなされることとなりますので、物価高に最も切実に苦しんでおられる低所得者の方々に的を絞った対策にはならないおそれがあるものと考えているところでございます。

そして、どのような状況になれば消費税を下げることになるのかというその条件のお話があったわけですが、政府としては、再々お答えしたことの繰り返しで大変恐縮でありますけれども、消費税につきましましては、急速な高齢化に伴い年々増加する社会保障給付費の財源確保が課題とすることで、全世代型社会保障制度を支える重要な財源と位置付けておりますことから、その税率を引き下げることは適当ではないと考えているところであります。

○柳ヶ瀬裕文君 これ、またやりたいというふうに思いますけれども、やっぱりこれ増税で財政再建できないですよ。やっぱりしっかりと経済成長をしていく、そのために政策総動員してこれ減税をしていく、で、デフレから脱却をして経済成長をしていく、これが一番の最善手であるということ、これからもしっかりと議論してまいりたいというふうに思いますので、よろしく

お願い申し上げたいと思います。
今日は終わります。ありがとうございます。
○大塚耕平君 国民民主党・新緑風会の大塚耕平です。

まず、前回の積み残しから質問させていただきますのですが、大臣の所信の中で、G7の議長国としての対応のくだりの部分に、国際保健、いわゆる公衆衛生等々に関連する言及があったんですけども、これについての趣旨をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(鈴木俊一君) 財務省では、新型コロナウイルスの危機の以前から、パンデミックに対する予防、備え、対応の強化やユニバーサル・ヘルス・カバレッジの推進が、保健の観点のみならず、それが経済の持続的成長や開発の観点からも不可欠であるとの認識を持っておりまして、関係省庁や国際機関等と連携をして国際保健分野の課題に取り組んできたところであります。

国際保健の重要性が新型コロナウイルスを通じて国際的にも再認識される中、本年はG7議長国として五月にG7財務大臣・保健大臣合同会議を開催するなど、財務・保健当局の更なる連携強化、パンデミックに対する予防、備え、対応に必要な資金動員の強化について議論を主導してきたところでございます。そして、そのG7の財務大臣・中央銀行総裁会議の共同声明に盛り込まれたわけですが、そのみならず、G7の首脳会議、G20の首脳会議の成果文書にも取り上げられたことから、こうした成果を踏まえ、所信表明でも言及をさせていただいたところでございます。

今後とも、財務省といたしましても、国際保健の議論に貢献をしてまいりたいと考えております。
○大塚耕平君 なるほど。感染症絡みのお話であったということであれば、まあある程度理解できます。

総理の所信に対する質問をさせていただいたときに、私、アルツハイマー病の治療薬のレカネマ

ブのことを伺いました。これ、レカネマブは、アメリカでは一人当たり大体、利用されている方は年間三百五十万円ぐらい掛かっているんですけども、もしこれが日本で保険適用になると、ある程度の収入のある高齢者の方でも上限が十四万円ぐらいなんです。その差額どうするんですかという質問をさせていただいたんですが、今日の日経新聞の朝刊には、外国製の新薬の早期承認をこれからしていくと、日本人に対する治験はもうこの際やらないという、これ一面トップに出ていましてですね。だから、その国際保健の話が今御答弁いただいたような公衆衛生の話にとどまるということ、まあ理解はできましたけど、これ、医療分野の歳出の改革をしないと、今、柳ヶ瀬委員が増税の話をしていましたけれども、幾ら税収があっても足りなくなりますので、そういう問題意識で大臣の所信の国際保健のくだりを聞かせていただいたということは御理解いただきたいと思います。

それから、もう一つお伺いします。

所信表明で、事業性に着目した融資を促進するための制度や実務の在り方に関する検討を進めるというくだりがあったんですが、これはどういう意味でしょうか。

○国務大臣(鈴木俊一君) 金融機関が企業の事業性を評価をして、不動産担保でありますとか個人保証に安易に依存しない融資慣行を確立していくことが重要であると、そのように考えております。

そうした考え方の下で、金融機関が企業の事業性に着目した融資に取り組みやすくするため、金融庁は、事業全体を担保目的財産とする事業成長担保権の創設に向けた新たな制度の検討を進めております。また、金融庁は、関係省庁と連携をして、昨年十二月に経営者保証改革プログラムを取りまとめ、金融機関が個人保証を徴求する手続に対する監督強化、経営者保証に依存しない新たな融資慣行の確立に向けた意識改革の促進などの実務面からの取組も行ってきております。その効果

やっぱりはつきりさせないと、まさに大臣が前回言われたように、税務執行上問題が起こるんじゃないですか。

私は、こういうことも含めて、これは、まあこれはもう副大臣お辞めになったんで政治家としていうことになると思うんですが、やっぱり政治家として、一旦副大臣として、側近、部下としてどうか、やられたわけですから、率直に神田氏にこういったことについてちゃんと説明しろというのを申し渡すべきではありませんか。

○国務大臣鈴木俊一君 神田副大臣、前副大臣、お辞めになったところであります。直接の私が指示を出すという立場ではなくってしまつたわけですが、ここでの国会答弁でも、神田さん自身がしっかりと精査をした上で十分な説明をしたいという本人の気持ちも述べておりましたし、私も当時の副大臣にしっかりと答弁をしてほしいということも申し上げたわけでございします。政治家として、副大臣という立場を離れても、そうした説明、これをやっていたらいいと、そういうふうに思います。

○小池晃君 疑惑に辞任で蓋をすることは許されないし、私は、国会議員としての資格も問われるというような性格の問題ではないかなというふうに申し上げておきたいと思ひます。

定額減税の問題について聞きますが、何で半年以上先の来年六月なのかと。もうポータスに減税を加えると目に見える形になると言うんですけど、要するに、そういうことは、ポータスも減税も目に見える、それだけでは目に見えないと言っているようなものじゃないかなと思ひますね。夏と冬のポータスのはさまで、進学あるいは新学期、一番出費が多いのは三月、四月ですよ。そういうときにやっぱり家計応援すべきじゃないか。

大臣、九八年、橋本内閣は定額減税やりましたが、これ、前年の十二月に急遽、当時の橋本首相が答弁を、減税表明しました。減税法国会提出、一月十九日、成立したのは一月三十日。二月か

ら、給与、公的年金、源泉徴収額から定額減税行われたわけですね。九八年にできたことが何でできないんでしょうか。お答えいただきたい。

○国務大臣鈴木俊一君 今回実施いたします定額減税は、総合経済対策において、令和六年六月から減税をスタートできるように、令和六年度税制改正において検討し、結論を得るとされているところであります。

これは、減税を六月からスタートすることによりまして、減税措置を実施する上で御協力をいただく源泉徴収義務者等の皆さんのための相応の準備期間を設けることができるということに加えて、来年に向けて物価上昇を上回る賃金を目指している中で、賃上げが実現すると見込まれるタイミングに合わせて税負担を軽減することで、国民の皆さんに所得の向上をより強く実感していただき、それが長年築み付いたデフレマインドを払拭することにつながるのではないかと、こういったことを配慮したことによるものであると思ひます。

なぜ一九九八年のようにできないのかということですが、一九九八年には二回の定額減税が行われておりますけれども、そのうち当初分は小池先生御指摘のようなスケジュールであったと承知しておりますが、その際、方針の決定から実施までの期間が二か月と近接しておりましたので、源泉徴収義務者において一時に、いっときに膨大な事務コストが掛かり、給与事務関係のシステム、ソフトウェアの改修が間に合わないといった問題が生じ、大変多くの苦情をいただいたと、そういうふうに承知をいたしているところであります。

それによりまして、先ほど申し述べましたようなことも考えまして、今回は来年の六月からスタートするというふうにしたところであります。

○小池晃君 当時よりはシステムは改善されているはずですが、私は、やっぱりもっと早く、いや、これだけ評判悪い大きな原因だと思ひますよ、こんなに遅いというのはね。

それと、年金は、事務負担は年金機構ですよね。賃上げもポータスもありませぬね。だつたらもっと早くやればいいじゃないですか。年金も実施は六月なんですか。

○政府参考人青木孝徳君 お答えします。

年金受給者の方に対する減税の開始時期も含めて、その減税の具体的な仕組みにつきましては今後与党税制調査会において御検討いただくものと考えておりますので、年末までに向けてしっかりと検討してまいりたいというふうに考えています。

なお……

○委員長(宮本周司君) 小池委員。あつ、失礼しました。

○政府参考人青木孝徳君 済みません。よろしいですか、そのまま。

平成十年のときに……(発言する者あり)はい。失礼しました。

○小池晃君 今の話だと、給与所得者は六月というふうにはつきり大臣もおっしゃったんですけど、年金は六月にもできない可能性があるということですか。

○政府参考人(青木孝徳君) 年金につきましては、まさに日本年金機構、源泉徴収義務者としてからしっかりと検討を進めてまいりますが、当時、平成十年の頃とも違ひまして、今、年金受給者の方でも非常に増えております。また、年金受給者、年金を受給しながら別途働かれています方も結構増えております。それから、平成十年以降、確定申告を不要とする制度というのも年金受給者の方には入れておりまして、そういったことでなかなか当時と大きく事情が異なっているという点もございします。どのようなかことが出来るのか、関係者ともよく相談してまいりたいと思ひます。

○小池晃君 年金は六月にもできないというふうには言っているようなものですね、これね。これでは本当に今の物価高の対応とは言えないんじゃないか。しかも、お配りしておりますけれども、これ所

得税では谷間ができるわけです。所得税非課税だけれども住民税納税している人は約五百万、そして納税額が四万円未満の人が四百万人。一千万人近い人がはさまに置かれるわけですね、配付資料にあるようにですね。

大臣ね、先ほどから、消費税の方がやはり経済効果もあるという議論もありました。これ、消費税であればこういうはさまも隙間も生まれませぬよね。そのことはお認めになりますか。

○国務大臣鈴木俊一君 消費税減税につきましては、もう政府の立場は再三述べておりますので、ここでは改めて申し上げません。

その上で、今般の経済対策における定額減税等の実施に当たりましては、御指摘のような定額減税と住民税非課税世帯の支援のはさまに置かれた方々にも丁寧に対応する方針を経済対策の本文において明記をしているところです。具体的な対応といたしましては、物価高対策のための重点支援地方交付金による対応を中心としつつ、令和六年度税制改正と併せて、年末までに成案を得ることとしております。

消費税による対応によらずとも、これらの支援のはさまに置かれた方々に対して十分適切に対応できると考えております。

○小池晃君 いや、だから、そういう面倒くさいことやらなくたって、消費税だつたら全体を支援できるじゃないですかと言っているんですよ。それをなぜやらないのか。

それで、先ほどから新しいことを最近言い出しているんだけど、要するに、何か、高額消費を含めて負担軽減となつて、低所得者への支援が相対的に薄くなるからと。こんなことを心配するんだつたら、高額所得者に応分の負担を求める所得税の改革をやればいいじゃないですか。税率、最高税率引き上げるとか、それとセットでやればいいんですよ、消費税の減税と。これが一番すっきりと、すっきりとね、このやっぱり今の物価高対策をね、一番有効な手段ではないかと思ひます。が、いかがですか。

○国務大臣(鈴木俊一君) 高額所得者に対しましてその税制の見直しは、令和五年度におきましても三十億円と、三十億円という極めて高い方々に対して一定の措置をしたところでありまして、これが議論のスタートになるのではないかなと私は思っておりますが、具体的な対応につきましては与党の税制調査会において議論をされ決定されるものと認識しております。

○小池晃君 与党の税制調査会では是非検討していただきたい。

三十億円なんてね、話違うんですよ。一億円って言っていたんですよ。で、一億円がいつの間にか三十億円になったんですよ。ちよつと与党の税調でね、こんなことではやっぱり国民はこれは納得しないということを申し上げて、質問を終わります。

○神谷宗幣君 参政党の神谷宗幣です。よろしくお願ひします。

前回、GX経済移行債に関連する質問、途中で終わってしまったので、続きを聞いていきたいと思ひます。

前回の質問の中では、GX投資が確実に国内企業に回ること、結果として電気料金が下がることを強く要望しました。前後する質問にもなりますが、この投資の呼び水にする二十兆円分のGX経済移行債はどういった方に購入してもらうことを考えておられるのか、また、その発行方式ですね、それは従来の国債と異なる商品性を持つ債券として個別に発行するのか、国債と同一商品として統合発行するのか、それについてもお聞かせください。

○政府参考人(奥達雄君) お答えいたします。

お尋ねのGX経済移行債に関しては、国内外の民間によるトランジションファイナンスの拡大につなげていく観点や安定消化のため、環境投資に関心を持った投資家を含め、国内外の幅広い投資家が購入することが望ましいというふうに考えているところでございます。

また、今後十年間で二十兆円規模を調達するに

当たりまして具体的にどのような発行方式を取るのかにつきましては、投資家のニーズ、市場環境などを見極めながら都度都度選択をしていく、選択をしまひますが、少なくとも、今年度中に個別銘柄であるクライメートランジションボンド、これの発行を行うこと、これを発行することを目指しまして準備を進めているところでございます。

その一環といたしまして、先般、債券発行により調達した資金の使途等を示したフレームワークを関係府省庁において策定をし、国際基準にも準拠している旨の認証を外部の評価機関から得たところでございます。

○神谷宗幣君 ありがとうございます。

環境投資に関心がある方に買っていたかどうかということなのですが、地球環境の、まあ地球温暖化ですね、の国際議論が活発になったのは冷戦が終結する頃と重なるんですね。一九九二年ぐらいから国際会議が頻繁に開かれるようになっていまして。一九九一年冷戦崩壊、ソビエト崩壊ですね。ソ連が崩壊してアメリカが一強になったこの三十年間で地球温暖化とか気候変動だと騒がれているわけなんです。が、昨年のウクライナ戦争から新たな冷戦のような状況ができてきて、国際的に環境に対する関心が薄れてきているというのが現実です。

実際、電気自動車の導入等も騒いでいまして、が、大分見直す国が出てきましたし、世界最大の投資会社、アメリカのブラックロック、資産運用会社ですけれども、環境、社会、企業統治に着目したESG投資ってやつですね、の商品を国内の政治的な反発と投資家の不評により相次いで閉鎖をしているというのが世界の現状です。

つまり、厳しい資源獲得競争が始まっていて、従来の環境ビジネス、言い方悪いかもしれません、環境ビジネスです、が回らなくなってきたという現状ですので、今回の投資に基づく、お金集めて投資するということですから、環境の関心薄れてきているので、今から周回遅れで無

駄な事業にならないか、失敗しないかということをよくよく国際情勢見てやっていただきたいということですね。

そして、こういった世界のトレンドが変化する中で、一般の国債よりも低い金利でこの債券買ってもらえるかなと、環境に意識が高いから低い金利で買ってもらえるかなと思っていたら、今はそういうトレンドじゃないということです。そうすると、通常の国債よりも金利が高くないと売れないということだと、逆に国民への不利益なもので、コスト掛かって国民に不利益になってしまふので、是非、調達リスクが高くて債券管理が面倒な個別の発行よりも、もう統合発行でやった方が安全ではないかというふうに思ひます。そうなるかと普通の国債になっちゃうので何だということになるんですけど、でも、その方がリスクが少くないと思ひますので、是非検討いただきたいと思ひます。要望です。

次に、大臣の所信表明の中で、資産運用立国を目指すということでしたが、資産の運用先は国内を主に考えておられるか、それとも海外を考えておられるか。国民の資産が国内に投資されて国民に配当がなされるという形が理想だというふうに思ひますけれども、そういった理想に近づけるために政府が何を行おうと思ひておられるのか、今の大臣のお考えをお聞かせください。

○国務大臣(鈴木俊一君) 投資資金でありますけれども、これは内外に双方向に流れ得るものでありまして、家計の資金の一部が分散投資の観点から海外に投資されたり、また反対に、海外の資金が国内に投資されることもあると考えますが、政府といたしましては、資産運用立国の実現に向けて、神谷先生御指摘のとおり、我が国において家計の資金が成長投資に向かい、企業価値の向上の恩恵が家計に還元されることで更なる投資や消費につながる成長と分配の好循環を生み出して、我が国経済の成長や国民の資産所得の増加につなげていくことが重要だと考えます。

そのためには、魅力ある日本市場を構築をし

て、家計等の資金を国内投資に呼び込んでいくことが重要と考えます。このため、資産運用立国の実現に向けた取組の中では、スタートアップ企業等に対する投資の活性化、我が国企業の持続的な成長と中長期的な企業価値向上を促すためのスタートアップ活動の実質化なども検討していきたいと考えております。

金融庁といたしましては、資産運用立国の実現に向けまして、政策プランの年内の策定に向けまして、先ほど申し上げました点も含め、有識者や関係府省庁と連携をして、具体的な施策の検討を進めているところでございます。

○神谷宗幣君 御答弁ありがとうございます。

幾つかありましたけれども、スタートアップとか、なかなかこれ、投資に慣れている人でも、どの企業がこれからのいいスタートアップをするかって難しいですよ。ですので、要望を申し上げれば、やはり諸外国のように、国策事業じゃないですけれども、国がやっぱり大手の企業と組んで、この事業に投資してくれたら必ず一定のリターンは出せるよというような国家ぐるみの、ぐるみと言っているのか、言い方悪いかもしれません、国家が主導するような大きな事業を企画していただけないかなという要望があります。この点は、次回、金融教育のお話もありますので、そこでも話したいと思ひます。

次に、二〇二二年一月に導入されたガソリン補助ですけれども、石油の元売会社に補助金を支給することで卸売価格を抑制しガソリンスタンドでの店頭価格を抑える仕組みで、今年の九月末に期限を迎える予定でしたが、来春まで延長されるということになっております。

しかし、十一月七日に公表された会計検査院の令和四年度決算検査報告によると、支給相当額が小売価格に反映されていない可能性があるということです。報告書では、十四か月間での補助金の総額は一兆二千七百七十三億円だったのに対し、抑制された金額は一兆二千六百七十一億円で、約百一億円がガソリンスタンドの利益に回った可能

性があるということです。実際に調べると、石油の元売会社は前年比の二倍ぐらいの利益を上げているので、そうではないかなというふうに推測されるわけですね。

また、資源エネルギー庁は六十二億円掛けてガソリンスタンドの価格モニタリング業務もやっているようですが、同庁はモニタリング以外にも元々二千店、約二千店を抽出した市場調査というものも毎週行っていたそうで、これ二重の調査になって無駄じゃないかというふうな指摘もありました。

こういったこと、まあ一つの例なんですけれども、こういった非効率で無駄なことしなくても、このガソリンに関してはトリガー条項とかを発動させて、上乗せ分の一リットル当たり二十五・、ごめんなさい、二十五・一円ですね、を減税すれば、こういった不正とか不効率なこと起こりませんし、無駄なチェックも必要なくなるんじゃないかというふうに思います。

どうして政府はこういった簡単にできる減税を避けて、集めて給付、集めて給付ということをするのか。期間を決めて減税するとか消費税減税するといったことの方が公正で労働力も掛からず、国民が物すごく喜ぶと思うんですけれども、なぜこういった簡単にできる減税をせずに集めて配るということに終始するのか、大臣の所見をお聞きしたいと思います。

○国務大臣(鈴木俊一君) トリガー条項の発動についてでありますけれども、この検討の経過を申し上げますと、昨年四月、自民党、公明党、国民民主党によります三党検討チームにおいて検討が行われました。その中で、揮発油税等が掛かっている重油、灯油について対応することができない、発動、終了時の大幅な価格変動によりまして流通や販売の現場に与える影響が大きい、ガソリンスタンドと元売の顧客対応を含めた事務負担が大きいなどの課題が存在をし、発動に際して解決するための具体的な方策について結論を見出すには至っていないと、そのように承知をいたしてお

ります。

このため、政府といたしましては、燃油、燃料油の激変緩和事業による対応を行うこととしておりますが、この事業を実施することによりまして、トリガー条項によって引下げの対象となるガソリンや軽油だけではなしに、重油や灯油など幅広い油種の価格を引き下げているほか、足下ではその引下げ幅もトリガー条項を発動した場合よりも大きくなっているなど、トリガー条項を発動した場合よりも柔軟な対応ができていると考えております。

その上で、給付、減税より給付を選択する理由ということでありますが、一般論として、様々な生活課題に対して給付と税制のどちらで対応すべきかという点につきましては、双方の特性を踏まえながら適切な政策手段を検討することが重要であると、そのように考えているところであります。

○神谷宗幣君 お答え、ちよつと納得がいくものではなかったんですけど、先ほどお隣の小池委員もおっしゃいましたけれども、やっぱり、適切にとおっしゃるんですけど、時間も掛かりますし、無駄なことも、事務作業も生まれてくるんですけど、

コロナのとき、これ今回ガソリンのは一つの例として挙げさせていただいたんですが、コロナで経済が停滞したとき、諸外国、やっぱり減税を結構いろんな分野でやっただけです。日本はやっぱ減税はせずに、消費税減税などせずに、六千七百億円ぐらい経費を掛けて二十八兆円を配ったというんです。あと、経済止まるので中小企業を支援しなさんと、先ほど皆さんおっしゃっていたゼロゼロ融資というものもやりました。でも、やると、やっぱり債権、不良債権みたいなものも生まれてくるわけですよ。

だから、公平性という意味で考えると、返す人もいりゃ返せない人もいりゃ返さないと、やっぱり、それ、もらい得の人も出てきちゃう、まあ倒産とかされたら仕方ないんですけど、公平性

というところで考えれば、やはり消費税の減税などをするということが一番公平で時間も掛からなくて分かりやすいと。

それで、よく社会保障費が社会保障費がおっしゃるんですけど、社会保障費、この間もおっしゃっていましたが、足りていないんで、結局どっから国債で持ってくるということですから、直接消費税だけで社会保障費が賄えていないわけですから、消費税のところをかくくなく下げないというふうに言っても、それはもう小学生でも高校生でもおかしいと思うんですよ。その中で、そのところで国民はやはり納得がいつていないと。

やはり、減税を政府が訴えていただいているということはいいい方向だと思っんですけども、その手法とか名目ですね、消費税どうしても下げないというところに国民、不満を感じていると思うので、そこにもう一度、もう一度ですね、財務省の皆さんと話し合いたい。ただ、事業の見直しを図っていただきたいと要望して、終わりたいと思います。

○堂込麻紀子君 ありがとうございます。茨城県選挙区の参議院議員、堂込麻紀子です。

FRC報告にもございます金融機能強化法の震災特例による資本参加の効果についてお伺いできればと思います。

東日本大震災、震災直後の二〇一一年六月に、被災地金融機関に対する国の資本参加を可能とする震災特例が設けられました。現在でも茨城県の筑波銀行などを含め十一の金融機関に対する資本参加が継続しておりますが、これは金融機関の資本を強化することで中小企業等への貸出しの積極化にもつながりますし、被災地の復興復興のための資金供給の円滑化に寄与したというふうにも考えます。

この震災特例の効果について、金融庁はどのように評価されていますでしょうか。

○政府参考人(伊藤豊君) お答えいたします。金融機能強化法の震災特例につきましては、被災

地域において金融機能を維持強化することにも、預金者に安心感を与えるための特例であり、平成二十三年九月から平成二十四年十二月までの間に十二金融機関、資本参加額にして二千三百十億円の利用実績がございます。うち、一先、二百億円が返済済みでございます。現在の残高は二千百十億円となっておりますでございます。

震災特例の適用を受けた金融機関におきましては、事業者への信用供与の円滑化及び地域経済の活性化に資する方策を法令に基づき経営強化計画に盛り込むこととなっております。そうした方策に基づく取組をこれまで着実に実施してきているものと承知しております。

金融庁といたしましても、こうした被災者への信用供与の状況など、東日本大震災からの復興に資する方策の実施状況につきまして継続的にフォローアップをしてきているところでございます。震災後の地域経済の復興に一定の貢献があったものと評価しております。

引き続き、震災特例の適用を受けた金融機関におきましては、金融機能強化法に基づき、被災地における金融の円滑化や事業者への支援等を通じて地域経済の活性化に取り組み必要があると考えてございます。

○堂込麻紀子君 ありがとうございます。

東日本大震災から十二年が経過しました。その震災発生直後に講じられました被災した中小企業等に対する支援措置の多くは既に受付を終了されておりますが、六月に本委員会の地方公聴会でも行いました、触れられましたように、原子力災害被災地域も抱える福島県など復興がまだ道半ばであるという地域に対して、引き続き政府としての復興支援を充実させることは不可欠と考えます。

地域経済、本格的な回復軌道に乗せていくためにも、民間金融機関による金融仲介の機能の発揮も重要であるというふうに考えます。支援期間終了後、金融機関の対応も課題というふうには考えますが、震災特例による資本参加を受けた金融機関を始めとした被災地の金融機関が果たすべき役割

について、鈴木財務大臣の認識を、金融ですね、鈴木大臣の認識をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(鈴木俊一君) 東日本大震災からのこの復興の状況につきましては、堂込先生御指摘のとおり地域によってまちまちでありまして、個々の事業者の状況も様々であると認識をいたします。

このため、被災地における金融機関は、引き続き、取引先企業の実況でありますとか課題等を的確に詰めて細かく把握した上で、復興、成長が図られるよう金融面からの最大限寄り添った対応をしていくことが求められていると考えます。

こうした考えの下、金融庁といたしましては、これまでのように、金融機能強化法の震災特例の活用を促してきたほか、金融機関に対し、事業者の復旧に向けた資金ニーズへ応えるための新規融資や貸付条件の変更、東日本大震災事業者再生支援機構を活用し、被災事業者への債権の買取りを通じて二重債務の解消を図りつつ、販路拡大等の事業の再生に向けた支援など被災事業者支援に関する要請を繰り返しているなど、被災地の事業者に寄り添った対応を求めています。

各金融機関におきましては、こうした要請も踏まえてこれまで被災者支援に尽力してきたものと承知しておりますが、金融庁としては、引き続き金融機関に対し、被災地に寄り添った対応を行い、地域経済の回復と成長に貢献していくよう取組を促してまいりたいと思います。

○堂込麻紀子君 ありがとうございます。今後の取組もよろしくお願いいたします。

次に、日本経済についての現状認識をお伺いできればと思います。

為替相場で一層の円安は進展しているという状況で、ロシアのウクライナ侵略等を背景とした原油などの資源価格の高騰と相まって、日本国内でも物価が上昇しております。コロナ禍から立ち直ろうとしている国民生活、また企業経営等でもこの物価高は悪い影響を及ぼすことが懸念されております。

政府は、月例の経済報告によりますと、海外景気、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響をリスクとして認識しておられるということですが、景気の基調判断を直近九月まで緩やかに回復しているとしておりまして、令和五年度の内閣府年次試算においても、二〇二三年度の名目GDP成長率を四・四％程度と見込んでおります。

今後の日本経済の成長とリスク要因について、鈴木財務大臣の基本的な御認識、またリスクについてお伺いできればと思います。

○国務大臣(鈴木俊一君) まず、日本経済の今後の成長、また現状についてであります。日本経済はコロナ禍を乗り越え、改善しつつあります。名目、実質ともGDPが過去最高水準となり、三十年ぶりの高水準の賃上げや企業の高い投資意欲など、経済の先行きに前向きな動きが見られています。こうした動きを見るに、長年続いてきたコストカット型の経済から脱却するまたとない機会が到来しているという認識をいたしております。

一方で、堂込先生御指摘のとおり、輸入物価の上昇に端を発する物価高の継続は国民生活や事業活動を圧迫しております。引き続き物価の動向を注視しなければならぬのはもちろんであります。世界的な金融引締めに伴う影響であります。また中国景気の先行き懸念など、海外景気の下振れなども十分注意すべきリスクであろうと考えます。

コストカット型の経済からの脱却の機会を逃さないためにも、今般の経済対策などを通じて、そうしたリスク要因に対応しつつ消費と投資の力強い循環につなげて、三十年來続いてきたデフレから脱却をして持続的な経済成長を実現してまいりたい、そのように考えているところであります。

○堂込麻紀子君 ありがとうございます。続きまして、令和六年度の予算編成に向けた対応についてお伺いします。

今年五月に取りまとめられました財政制度等審議会の建議、歴史的転機における財政において、

コロナ禍により一層低下した財政余力の回復が急務であるとして、財政支出の拡大が必要な場合であっても、真に必要な支出に絞り込んで財源を適切に確保することが必要というふうに認識を示しております。

この財源の確保、実際には難しい問題ということとは防衛費財源確保法案の議論の中でも指摘をされておりまして、これから、今、一番国民としても、少子化対策ですね、概算要求の段階では金額をお示しできなかった部分であります。これは国民の期待も相当高い、優先順位は高い分野であるその少子化対策、この財源の議論は避けて通れない状況にあると思います。

今後の予算編成に向けた対応について、鈴木大臣の見解をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(鈴木俊一君) 今年春の財政制度等審議会では、我が国が抱える大きな課題について大所高所から議論を行っていただきました。その中で、危機に機動的に財政を運営するため、平時こそ財政を健全化し財政余力を確保することが不可欠である、真に必要な支出に絞り込み、財源を適切に確保することが必要であるといったメッセージを含む建議を取りまとめたいただきました。

その上で、年末までの令和六年度予算編成は大変に厳しいものになると考えておりますが、こうした建議の内容も踏まえつつ、また、骨太の方針で示された経済財政運営の考え方に沿いまして、引き続き、役割を終えた緊急時の財政支出を平時の水準に戻していくことに加え、潜在成長率の引上げや社会課題の解決に重点を置いた張り力の利いた予算編成を行うとともに、重要政策課題について安定財源を確保するなど、現下の政策課題に対応し国民生活を支えるために必要な予算をしっかりと措置することができまうように、政府一丸となつて歳入歳出面の改革に着実に取り組んでまいりたいと考えております。

○堂込麻紀子君 もう予算編成も大詰めに入っているとありますが、引き続き、国民の消費に回ると、またこれからの少子化対策に向けた的確

な編成を是非お願いしたいというふうに思います。

最後になりますが、インボイス制度の施行状況です。最後の質問になります。時間もありませんので、簡潔にいきますけれども、導入されて間もないという状況であります。もう実務的な作業が本当に多く出ているという状況は私の耳にも入っております。

そのような中で、インボイスの制度の円滑実施、今後のフォローも含めた推進に関する関係閣僚会議を設置されたというふうに伺っています。この中での議論の状況をお伺いできればというふうに思います。

○委員長(宮本周司君) 時間が来ておりますので、簡潔に御答弁をお願いします。

○政府参考人(青木孝徳君) はい。

先週、閣僚会議を開催、開きました。その中で具体的な内容を確認しましたけれども、まずしっかりフォローアップをして、それを踏まえて、事業者向けの相談体制の更なる拡充とか、それから免税事業者の方が不当な扱いを受けないための取組の強化に加えまして、IT導入補助金などを使ったデジタル化の推進策、また各業界の特性を踏まえた事業基盤の強化など、幅広い事業者の不安等を対応するための施策を確認したところでございます。

今後も引き続き、事業者の方々が抱える悩みや問題を解消することに重きを置いて、政府一丸となつて施行状況をフォローアップし、把握された課題に対して一つ一つ丁寧に対応してまいりたいというふうに考えております。

○堂込麻紀子君 ありがとうございます。フォローアップなので、具体的に、もう少し具体的なものが見えてくるといういいなと思いますが、何より事業者の皆様が不安、負担になっていることを取り除いていただきたいと思います。

質問を終わります。ありがとうございます。本日調査はこの程度に

とどめます。

○委員長(宮本周司君) 金融商品取引法等の一部を改正する法律案及び情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

政府から順次趣旨説明を聴取いたします。鈴木内閣府特命担当大臣。

○国務大臣(鈴木俊一君) ただいま議題となりました金融商品取引法等の一部を改正する法律案及び情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

まず、金融商品取引法等の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

成長と資産所得の好循環を生み出し、国民の安定的な資産形成を実現するため、我が国の金融及び資本市場をめぐる環境変化に対応して、金融サービスの顧客等の利便の向上及び保護を図ることが喫緊の課題となっております。このような状況を踏まえ、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、金融サービスの提供等に係る業務を行う者に対し、顧客等の最善の利益を勘案しつつ、顧客等に対して誠実かつ公正に業務を遂行すべき義務の規定を整備することといたします。

第二に、国民の安定的な資産形成の支援に関する施策を総合的に推進するため、基本方針を策定することといたします。また、国民金融リテラシー向上等に向けた金融経済教育推進機構を創設することといたします。

第三に、契約締結前等における顧客等への情報提供について、デジタル技術の活用や、顧客の知識、経験等に応じた説明義務に関する規定を整備

することといたします。

第四に、企業開示制度について、法令上の四半期報告書制度を廃止することといたします。

その他、関連する規定の整備等を行うこととしております。

次に、情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

近年の情報通信技術の進展及び投資者の多様化を始めとする資本市場を取り巻く環境の変化に対応して、資本市場の効率化及び活性化を図ることが喫緊の課題となっております。このような状況を踏まえ、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、特別法人出資証券をデジタル化するための振替制度の整備を行うことといたします。

第二に、スタートアップ企業等の上場日程の期間短縮を図るため、振替制度における手続期間の見直しを行うことといたします。

その他、関連する規定の整備等を行うこととしております。

以上が、金融商品取引法等の一部を改正する法律案及び情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(宮本周司君) 以上で両案の趣旨説明の聴取は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時十八分散会

(参照)

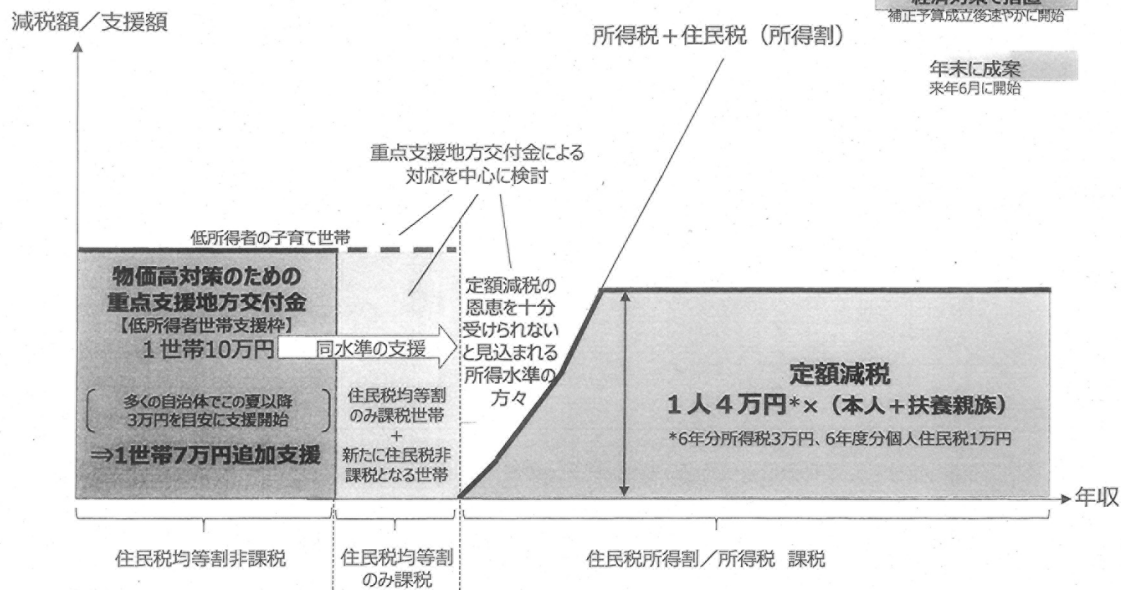
(小池晃委員資料)

定額減税及び低所得者支援等 (イメージ)

令和5年10月26日
政府与党政策懇談会資料

経済対策で措置
補正予算成立後速やかに開始

年末に成案
来年6月に開始



十一月十日日本委員会に左の案件が付託された。

一、平和、命、暮らしを壊す大軍拡による大増税に反対することに関する請願(第一四〇号)(第一四一号)(第一四二号)(第一四三号)(第一四四号)(第一四五号)(第一四六号)(第一四七号)(第一四八号)(第一四九号)(第一五〇号)

一、消費税率5%への引下げに関する請願(第一五二号)(第一五三号)(第一五四号)(第一五五号)(第一五六号)(第一五七号)(第一五八号)(第一五九号)(第一六〇号)(第一六一号)(第一六二号)

第一四〇号 令和五年十一月一日受理
平和、命、暮らしを壊す大軍拡による大増税に反対することに関する請願
請願者 東京都板橋区 土佐幸子 外百八十九名
紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第四一号と同じである。

第一四一号 令和五年十一月一日受理
平和、命、暮らしを壊す大軍拡による大増税に反対することに関する請願
請願者 埼玉県春日部市 田山あや子 外百八十四名
紹介議員 伊藤 岳君
この請願の趣旨は、第四一号と同じである。

第一四二号 令和五年十一月一日受理
平和、命、暮らしを壊す大軍拡による大増税に反対することに関する請願
請願者 東京都足立区 三角きよ子 外百八十四名
紹介議員 岩渕 友君
この請願の趣旨は、第四一号と同じである。

第一四三号 令和五年十一月一日受理
平和、命、暮らしを壊す大軍拡による大増税に反対することに関する請願
請願者 札幌市 五十嵐新 外百八十四名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第四一号と同じである。

第一四四号 令和五年十一月一日受理
平和、命、暮らしを壊す大軍拡による大増税に反対することに関する請願
請願者 東京都目黒区 塩澤久子 外百八十四名
紹介議員 吉良よし子君
この請願の趣旨は、第四一号と同じである。

第一四五号 令和五年十一月一日受理
平和、命、暮らしを壊す大軍拡による大増税に反対することに関する請願
請願者 東京都足立区 山本誠 外百八十四名
紹介議員 倉林 明子君
この請願の趣旨は、第四一号と同じである。

第一四六号 令和五年十一月一日受理
平和、命、暮らしを壊す大軍拡による大増税に反対することに関する請願
請願者 東京都足立区 小早川洋子 外百八十四名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第四一号と同じである。

第一四七号 令和五年十一月一日受理
平和、命、暮らしを壊す大軍拡による大増税に反対することに関する請願
請願者 東京都足立区 本橋ミヤ子 外百八十四名
紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第四一号と同じである。

第一四八号 令和五年十一月一日受理
平和、命、暮らしを壊す大軍拡による大増税に反対することに関する請願
請願者 東京都足立区 野村昭子 外百八十四名
紹介議員 仁比 聡平君
この請願の趣旨は、第四一号と同じである。

第一四九号 令和五年十一月一日受理
平和、命、暮らしを壊す大軍拡による大増税に反対することに関する請願
請願者 東京都足立区 岡田やす子 外百八十四名
紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第四一号と同じである。

第一五〇号 令和五年十一月一日受理
平和、命、暮らしを壊す大軍拡による大増税に反対することに関する請願
請願者 東京都足立区 山口勝広 外百八十四名
紹介議員 山添 拓君
この請願の趣旨は、第四一号と同じである。

第一五二号 令和五年十一月二日受理
消費税率5%への引下げに関する請願
請願者 北海道江別市 山崎佐霧 外二十五名
紹介議員 井上 哲士君
安倍政権下で二度にわたる消費税増税が横行され、暮らしと経営に深刻な打撃を与えた。さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大によって、未曾有の経済危機が国民の暮らしと日本経済に暗い影を落としている。消費税は所得の少ない人ほど負担が重く、赤字経営の事業者にも容赦なく納税させるなど極めて不公平な税制である。政府は全世代型の名で社会保障制度を切り崩し、コロナ禍においても、公立・公的医療機関の病床を削減しようとしている。消費税が社会保障の財源であ

るという大義名分は、もはや通用しない。消費税減税の財源は、巨額の内部留保を蓄え、巨大なもうけを上げる巨大企業や、株で大もうけしている富裕層に応分の負担を求めることで生み出せる。また、米国製兵器の爆買いや不要不急の大型公共工事に充てられる予算を子育てや教育、社会保障、災害復旧など暮らしを支えるために使えば、格差と貧困の是正にもつながる。

については、次の事項について実現を図られたい。

一、消費税率を5%へ引き下げること。
第一五三号 令和五年十一月二日受理
消費税率5%への引下げに関する請願
請願者 札幌市 松浦沙也加 外二十五名
紹介議員 伊藤 岳君
この請願の趣旨は、第一五二号と同じである。

第一五四号 令和五年十一月二日受理
消費税率5%への引下げに関する請願
請願者 札幌市 曾根文子 外二十五名
紹介議員 岩渕 友君
この請願の趣旨は、第一五二号と同じである。

第一五五号 令和五年十一月二日受理
消費税率5%への引下げに関する請願
請願者 北海道北広島市 宮本弘之 外二十五名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第一五二号と同じである。

第一五六号 令和五年十一月二日受理
消費税率5%への引下げに関する請願
請願者 札幌市 高見つや子 外二十五名
紹介議員 吉良よし子君
この請願の趣旨は、第一五二号と同じである。

第一五七号 令和五年十一月二日受理
消費税率5%への引下げに関する請願

請願者 札幌市 朝比奈和子 外二十五名
紹介議員 倉林 明子君
この請願の趣旨は、第一五二号と同じである。

第一五八号 令和五年十一月二日受理
消費税率五％への引下げに関する請願
請願者 札幌市 竹原京子 外二十四名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第一五二号と同じである。

第一五九号 令和五年十一月二日受理
消費税率五％への引下げに関する請願
請願者 札幌市 杉山祥司 外二十五名
紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第一五二号と同じである。

第一六〇号 令和五年十一月二日受理
消費税率五％への引下げに関する請願
請願者 札幌市 菊地榮一 外二十五名
紹介議員 仁比 聡平君
この請願の趣旨は、第一五二号と同じである。

第一六一号 令和五年十一月二日受理
消費税率五％への引下げに関する請願
請願者 札幌市 守谷洋子 外二十五名
紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第一五二号と同じである。

第一六二号 令和五年十一月二日受理
消費税率五％への引下げに関する請願
請願者 札幌市 宮脇悟 外二十五名
紹介議員 山添 拓君
この請願の趣旨は、第一五二号と同じである。